

指定管理者候補者選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公の施設の指定管理者の選定にあたり、申請のあった法人その他の団体（以下「申請者」という。）の中から指定管理者候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

(選定委員)

第2条 申請者の中から指定管理者の候補者を選定するため、選定委員を置く。

2 選定委員は、「城里町指定管理者候補者選定委員会設置規則」に基づき町長が委嘱するものとする。

(選定の基準)

第3条 指定管理者候補者選定の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の設置目的に合致した管理運営が行われること。
- (2) 町民の平等な使用が確保されること。
- (3) 施設の効用が最大限に発揮されること。
- (4) サービスの向上が図られること。
- (5) 管理に係る経費の縮減が図られること。
- (6) 事業計画書に基づき、継続して適性に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。
- (7) 個人情報 that 適正に管理されること。

(審査の方法)

第4条 審査は、第3条に規定する基準に基づき施設ごとに定める「指定管理者候補者選定評価表（以下「評価表」という。）」に掲げる各審査項目について、提出された申請書類の書類審査及び聴取り審査により、各審査員が5段階評価により各項目0点から4点までの評価点を付すことにより行い、さらに、この評価点に項目ごとにあらかじめ定める算定率を掛け、審査点を算定するものとする。

2 評価表の標準型は、別紙のとおりとする。

3 評価表は、施設の設置目的や機能の特性に応じ、算定率を変更し、又は小項目を追加若しくは削除することがある。

4 評価項目については、あらかじめ城里町指定管理者候補者選定委員会の意見を聴くものとする。

(選定の方法)

第5条 第4条の審査結果から、各審査員の審査点により別紙の指定管理者候補者選定順位表を作成し、各審査員の評点の総合計が最も多い申請者を指定管理者候補者とする。

2 前項の場合において、各審査員の審査点の総合計の最も多い申請者が二者以上あったときは、これらの者のうち、評価表の大項目①及び②の項目における各審査員の審査点の合計の最も多い申請者を指定管理者候補者とする。

3 前項の場合において、評価表の大項目①及び②の項目における審査点の合計の最も多い申請者が二者以上あったときは、これらの者の中からくじ引きによって指定管理者候補者を決定するものとする。

(評価表の公表)

第6条 評価表の各項目については、あらかじめ公表するものとする。

(選定結果等の公表)

第7条 選定結果は申請者全員に通知する。ただし、公表することにより、申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項は公表しないものとする。

(庶務)

第8条 選定に関する庶務は、財務課において処理する。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。